

日米欧のプラスチック資源循環促進政策

◆米国でプラスチック資源循環を促進する法律が提案される

2024年9月、米国連邦議会上下両院に民主党・共和党議員共同で、米国環境保護庁（EPA）にプラスチックリサイクルの国家基準確立などを求める「[プラスチック及びリサイクル技術革新のための循環型経済促進法2024](#)」（以下、米国法案）が提案された。超党派の提案であり、米国化学工業協会が賛同を表明するなど、成立の可能性がある法案として注目されている。

米国は、21年EPA発表の国家リサイクル戦略で「2030年固形廃棄物リサイクル率50%達成」を目標に掲げるが、[OECD「Plastic waste by end-of-life fate and region」](#)による23年の米国のプラスチック廃棄物のリサイクル率推計値は約5%で、約7割が埋立、約2割が焼却処理となっている。一方で、国際的には資源循環型製品の需要が高まっていく傾向で、米国法案は、全米で標準化、近代化したリサイクルインフラを導入し、埋立・焼却処理される廃プラスチックを削減するとともに、資源循環型製品製造に関わる国際競争力を高めることを狙っている。

◆米国法案は高度リサイクル（ケミカルリサイクル）産業の育成を狙う

米国法案は、マテリアルリサイクル（単一種類のプラスチックを粉砕、洗浄、再造粒するなど機械的にリサイクルする方法。以下、MR）よりも高度リサイクル技術の導入拡大を重視している。米国法案によると、高度リサイクルとは、主に熱分解、解重合などの化学的反応により、もとの原材料や化学原料に戻すケミカルリサイクル（以下、CR）を指す。CRは、種類混合や汚れの付着によりMRが困難な廃プラスチックでも処理可能であるなど、プラスチック資源循環に寄与すると期待されている技術である。法案では、廃プラスチックの排出源は商業、工業、農業、家庭由来と幅広く想定されている。

一方で、再生材の需要創出促進のために、プラスチック包装材について再生材の使用を義務付ける。「2030年までにプラスチック包装材の再生材含有率30%」と、後述するEUの「容器包装および容器包装廃棄物に関する規則案」（21年11月発表、24年3月EU理事会と欧州議会の暫定合意）と同水準の目標を掲げており、

この達成に向けて再生材最低含有率を毎年改定して、容器包装を使用する製造販売業者および輸入販売業者に義務付ける。

◆欧州でもプラスチック再生材使用義務化に向けて、CR導入への投資が進む

EUでは、容器包装と自動車それぞれについて、プラスチック再生材の使用を義務付ける法案を検討している。EUの「容器包装および容器包装廃棄物に関する規則案」においては、30年再生材含有率目標について「プラスチック製使い捨て飲料ボトル30%、飲料ボトル以外のプラスチック容器包装35%」などを掲げている。また23年7月発表の「自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案」においても、再生プラスチック含有率について「2030年までに新車生産に必要なプラスチックの25%達成、そのうちの25%以上廃車由来」などを義務付けている。欧州リサイクル産業連盟によると欧州では自動車の廃プラスチックの約8割が埋立処理されており、再生材使用義務によって自動車の廃プラスチックの再資源化が促進されることが期待される。

欧州のプラスチックリサイクルにおいては、CRよりも省エネルギー、低コストで、水平リサイクルに適したMRが中心で、CRは補完的な位置づけである。[Plastics Europeによると](#)22年のMRによるプラスチック生産量は770万トン（全体の13.2%）だが、CRによる生産量は10万トン未満（全体の0.1%）であった。一方で、今後の再生材の供給量と品質を確保するために、CRへの投資も積極化しており、CR由来のプラスチック生産も増加していくと予測される。

◆日本では産官学による資源循環構築の議論を踏まえて再生材使用義務検討

24年6月に経済産業省から「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ案」が発表され、今後、プラスチックについても再生原料の量と品質の確保、再生材需要創出のための再生材使用義務の拡充などが検討される。特に、再生材使用義務については、産官学で資源循環経済構築を目指す「サーキュラーパートナーズ」で策定する業界ロードマップや再生材の供給可能量を踏まえるなど、民間と足並みを揃えて拡充していく。

上述した欧米の法案がこのまま成立するとは限らないが、再生プラスチック原料確保へのニーズは高まっており、日本も対策を急ぐ必要がある。【石井由紀】